

滋賀県障害者プラン【改定版】（案）概要

基本的事項

計画の位置付け

- ・障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画
- ・児童福祉法に基づく障害児福祉計画

計画期間

平成27～32年度の6年間（ただし、 および は平成30～32年度の3年間）

基本理念と基本目標

基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
～みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる～

基本目標

“ 地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現 ”

計画の構成

基本的事項

- 1．計画策定の背景
- 2．計画策定の趣旨
- 3．計画の位置付け
- 4．計画期間
- 5．計画の推進体制

基本理念と基本目標

現状と今後の課題

- 1．暮らす
- 2．学ぶ
- 3．働く
- 4．活動する
- 5．共生のまちづくり

主要施策の方向

- 1．ともに暮らす
- 2．ともに学ぶ
- 3．ともに働く
- 4．ともに活動する
- 5．共生のまちづくり

重点施策

障害福祉計画および障害児福祉計画

6年計画部分のため、
改定の対象外

重点施策

1. 発達障害のある人への支援の充実

- ア 関係機関の連携による切れ目のない支援の強化
- イ 発達障害についての理解の促進および身近な地域の理解者、支援者の養成
- ウ 学齢後期から成人期における発達障害のある人への支援の充実とスキルの向上

2. 障害のある人への就労支援の促進

- ア 企業で障害のある人が「働く」ことについての理解促進
- イ 障害のある人が安心して働き続けられる多様な場における雇用の拡大
- ウ 福祉施設利用者などの一般就労への移行促進
- エ 就労支援を行う職員の意識および支援技術の向上
- オ 就労の実現に向けた教育の推進
- カ 働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実

3. 本人のニーズに合った専門的な支援の充実

- ア 重症心身障害児者・医療的ケア児（者）への支援の充実
- イ 強度行動障害者への支援の充実
- ウ 高齢障害者への支援の充実

4. 精神障害のある人への支援の充実

- ア 安心して地域で生活するための支援の充実
- イ 多様な精神疾患等に対応できる連携体制の構築

5. インクルーシブ教育の推進

- ア 社会的・職業的自立の実現
- イ 発達段階に応じた指導の充実
- ウ 教員の指導力や専門性の向上
- エ 教育環境の充実
- オ 教育における連携（役割分担）の推進
- カ 適切な就学相談の推進

6. 障害のある子どもへの支援の充実

- ア ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化
- イ 障害のある子どもが利用する事業所等における支援の質の向上
- ウ 重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援体制の強化
- エ 医療的ケア児の通学に係る保護者の負担軽減の実証研究
- オ 障害児入所施設におけるより家庭に近い暮らしの提供など機能の充実

7. 相談機能の充実および地域包括ケアシステムの構築

- ア 相談機能の充実
- イ 地域包括ケアシステムの構築

8. 障害のある人のスポーツ、文化・芸術活動の推進

- (1) スポーツ
 - ア 障害者スポーツの普及・選手の拡大
 - イ 障害のある人の参加機会の拡大
- (2) 文化・芸術活動
 - ア 障害のある人の文化芸術活動の推進
 - イ 造形活動を支える仕組みづくり
 - ウ 表現活動の場の拡大、発信
 - エ 新生美術館の整備
 - オ 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした文化芸術活動による国際交流の推進

9. 意思疎通支援の充実および情報アクセシビリティの向上【新】

- ア 日常生活や社会生活における支援等の充実
- イ 災害時における支援等の充実

10. 「誰一人取り残さない」共生社会づくりに向けた取組【新】

- ア 共生社会づくりを目指すための取組の推進
- イ 障害者差別の解消と障害者理解の促進
- ウ 障害者虐待の防止に向けた取組の促進
- エ 防災対策

障害福祉計画および障害児福祉計画

1. 障害のある人が望む地域生活を実現するための施策

<主な目標>

福祉施設入所者のうち、地域生活に移行する者の人数：45人（市町における目標人数の総数）
県外福祉施設入所者のうち、県内での生活を実現する者の人数【県独自項目】
：14人（市町における目標人数の総数）
県内障害者支援施設における入所定員数（県立施設を除く）：県外施設入所者や在宅生活困難者の
受入れを行えるよう、H28年度末定員数（999人）を維持

2. 精神障害のある人が望む地域生活を実現するための施策

<主な目標>

滋賀の精神保健医療福祉チームによる圏域推進チーム会議の設置【新】：7福祉圏域全てに設置
精神病床における65歳以上、未満の1年以上の長期入院患者数【新】：794人、349人
入院後6か月時点の退院率【新】：84%以上

3. 発達障害のある人の支援を充実するための施策【新】

<主な指標>

発達障害者支援センターおよび認証発達障害者ケアマネジメント支援事業による外部機関や地域住民
への研修、啓発回数【新】：発達障害者支援センターによる研修・啓発回数 130回
認証発達障害者ケアマネジメント支援事業による研修・啓発回数 14回

4. 障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくり

<主な目標>

地域生活支援拠点等の整備：各市町または各福祉圏域に少なくとも1つ設置

5. 障害のある人の働きたいという思いを実現するための施策

<主な目標>

福祉施設利用者のうち、一般就労に移行する者の数：203人（H28年度実績：135人）
就労移行支援事業所ごとの就労移行率：就労移行率3割以上の事業所を全体の4割以上（H28年度実績：29.7%）
全就労移行支援事業所の就労移行率【県独自項目】：全就労移行支援事業所において、1人以上の一般就労を実現させるとともに、全体の移行率を20%以上にする
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率【新】：8割以上

6. 障害児支援の提供体制の整備等を促進するための施策 <障害児福祉計画>

<主な目標>

児童発達支援センターの設置【新】：各市町または各福祉圏域に少なくとも1カ所以上設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築【新】：全ての市町において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保【新】：各市町または各福祉圏域に少なくとも1カ所以上確保
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置【新】：各市町または各福祉圏域に少なくとも一つ設置

7. 人材の確保および資質の向上のための施策

- ア サービスの提供に関わる従事者への研修を通じた実践者の育成
- イ 滋賀県介護・福祉人材センターによる人材の確保、育成、定着の一体的な推進
- ウ リハビリテーション提供体制充実のための専門職員の確保・育成
- エ 障害者虐待を防止するための施設従事者や市町関係者の人材育成と資質向上

8. 障害福祉サービス等の見込量

- ・県全体および各福祉圏域別の必要なサービス等の見込量

9. 県が実施する地域生活支援事業の見込量

- ・県が実施する地域生活支援事業の見込量